

土木工事共通仕様書

第 16 編 植栽・緑地管理編

目 次

第16編 植栽・緑地管理編

第1章 総 則

第1節 総 則	1
---------------	---

第2章 材 料

第1節 適 用	1
---------------	---

第2節 材料の品質及び検査等	1
----------------------	---

第3節 材 料

2-3-1 植物材料の品質及び寸法	2
2-3-2 根巻き、ふるい根の区分	8
2-3-3 材料の検査	8
2-3-4 支柱材	8
2-3-5 支柱材の副資材	8
2-3-6 薬剤（農薬）	10
2-3-7 肥料	10
2-3-8 土壌改良剤	12
2-3-9 その他	12
2-3-10 購入土（客土材）	14

第3章 植栽、緑地管理

第1節 植栽工

3-1-1 高木植栽工	14
3-1-2 中、低木植栽工	16

第2節 支柱工

3-2-1 支柱設置工	16
-------------------	----

第3節 移植工

3-3-1 掘取り	18
3-3-2 樹木運搬	20
3-3-3 樹木の根廻し	20
3-3-4 樹木の幹巻き	20

第4節 樹木等の枯補償

3-4-1 枯補償	22
-----------------	----

第5節 剪定、刈込

3-5-1 剪定、刈込	24
3-5-2 夏期剪定（高木）	28
3-5-3 冬期剪定（高木）	28
3-5-4 中、低木剪定	30
3-5-5 生垣、列植の刈込み	30

第6節 防 除

3-6-1	高、中、低木の防除	32
3-6-2	巡回および被害樹枝剪除	32
第7節 芝刈		
3-7-1	機械及び人力芝刈	34
第8節 除草		
3-8-1	抜根除草	34
第9節 施肥		
3-9-1	高木施肥	36
3-9-2	中、低木施肥	36
3-9-3	芝生地施肥	38
第10節 補植		
3-10-1	高木補植	40
3-10-2	中、低木補植	40
3-10-3	芝補植	40
第11節 その他		
3-11-1	芝生目土かけ	40
3-11-2	芝生地エアレーション（穴あけ）	40
3-11-3	枯損木等の処理	42
3-11-4	支柱補修	42
3-11-5	松のこも巻（害虫防除）	42
3-11-6	花壇一般（フラワーポット含む）	44

第 1 6 編 植栽・緑地管理編

第 1 章 総 則

第 1 節 総 則

第 1 編 1 - 1 - 1 ~ 1 - 1 - 43 準用

第 2 章 材 料

第 1 節 適 用

第 1 編第 2 章第 1 節準用

第 2 節 材料の品質及び検査等

第 1 編第 2 章第 2 節準用

第 3 節 材 料

第 3 章 植栽・緑地管理

共通仕様書等の条項			条 文
章	節	条	
2	3	2-3-1 植物材料の品質及び寸法	1. 樹木等は、良好に発育し、病虫害がなくあらかじめ植樹に耐えるように移植又は、根廻しをした細根の多い栽培品でなければならない。ただし栽培品によりがたい場合は監督職員の承諾を受けなければならない。 2. 設計寸法以下であっても樹勢、枝振り、発根状態等が特に優良品であると判断できるものは監督職員に承諾を受けるものとする。 3. 高木（高さ3 m以上）、中木（高さ1 m以上3 m未満） a. 幹周は地際より1.2m高の樹幹周長とする。1.2mの位置で枝条等で計測困難な場合は、その上部とする。 b. 樹高は根元（地際）から樹冠頂端までとし、先端の徒長枝は含まないものとする。 c. 枝張又は葉張は原則とし、樹幹芯を通る直角方向に測定したものの平均幅とする。 4. 低木（高さ1m未満） a. 樹高は根元（地際）から樹冠頂端までとし、先端の徒長枝は含まないものとする。 b. 枝張又は葉張は原則として樹幹芯を通る直角方向に測定したものの平均幅とする。
材	材		
料	料		

摘

要

○一般的に主幹がみえる場合高木といい、枝葉が主幹を蔽ってみにくいものを中木という。

○便宜上、樹木の育成後の高さで高木、中木、低木と呼ぶことにする。

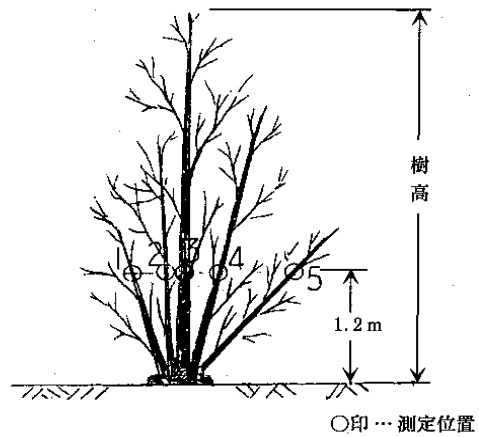
○植物材料の寸法は、樹高、枝張（葉張）、幹周、株立数、幹高（幹尺）茎長及び枝下寸法等によって指定する。

共通仕様書等の条項			条 文
章	節	条	
			5. 株立樹木（武者立） a. 樹高は根元（地際）から樹冠頂端までとし、先端の徒長枝は含まないものとする。 b. 幹周は幹周総和の70%とし、根元（地際）から1.2m高の位置が枝条の分岐点であるときはその上部で測定した寸法によるものとする。 c. 指定数以上あった場合には、幹周の太い順に順次指定数まで測定し、その他の樹幹は幹周総和の対称外とする。 6. 特殊樹木 a. ヤシ、ソテツ、シュロ等の幹高は、根元（地際）から首下までとし、葉の部分は含まないものとする。 b. ユッカラン、イトラン等の葉尺は根元（地際）から葉先端までの全長とするものとする。 7. 地 被 類 a. ササ、ヘデラ、ツタ等 ポット栽培品は生育良好なものであって、病虫害及び損傷等がなく新鮮で鉢くずれがないものでなければならない。茎長は、根元（地際）から茎先端までの全長とする。 b. リュウノヒゲ等 葉、根部ともに乾燥、むれ、病虫害、損傷等がなく調整された新鮮なものでなければならない。 8. 玉物の樹木類 刈込育成した球形は変形がなく、枝葉良く密生したものとする。

摘

要

- 1 - 5 cm
- 2 - 7 "
- 3 - 15 "
- 4 - 6 "
- 5 - 3 "



$$\begin{aligned} \text{幹周} &= \text{幹周総和} \times 0.7 = (1 + 2 + 3 + 4 + 5) \times 0.7 \\ 25\text{cm} \div 36\text{cm} \times 0.7 &= (5\text{cm} + 7\text{cm} + 15\text{cm} + 6\text{cm} + 3\text{cm}) \times 0.7 \end{aligned}$$

用 語	定 義
株 立 数 (BN)	株立（物）の根元近くから分枝している幹(枝)の数をいう。 樹高と株立数の関係については以下のように定める。 2 本 立:1本は所要の樹高に達しており、他は所要の樹高の70%以上に達していること。 3本立以上:過半数は所要の樹高に達しており、他は所要の樹高の70%以上に達していること。

共通仕様書等の条項			条 文
章	節	条	
			9. 芝(ヒメコウライシバ、コウライシバ、ノシバ) a. 芝は生育が良く緊密な根茎を有し、茎葉の萎縮、徒長、むれ、病虫害等のないものとする。 b. 芝は切り取り後すみやかに運搬するものとし、乾燥、むれ、傷み、土くずれ等のないものとしなければならない。 10. 草 花 類 a. 草花類は確実な品質で、設計の形状を有するものとする。 b. 草花類は、新鮮でかつ充実し、傷み、腐れ、むれ、病虫害のないものとする。 c. 草花等は茎葉が充実した着花の良好なものとする。 d. 宿根草は、生育良好な親株より分割調整したもので、損傷、病虫害、腐れ等がない新鮮なものとする。 11. 種 子 等 種子等は、病虫害がなく、雑草の種子や、雑物を含まず良好な発芽率をもつものとする。

摘

要

日本芝の特性比較表

種類 \ 特性	耐踏性	美観	成長力
ヒメコウライシバ	3	1	3
コウライシバ	2	2	2
ノシバ	1	3	1

注) 数値の小さいほど良い特性といえる。

芝生の市場販売品の1枚当りの規格

高麗芝 0.054 m²
(0.1008 m²)

140mm (280mm)

野芝 0.1008 m²

280mm

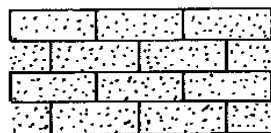
360mm

ロール芝

0.36 m × 1.4 m = 0.504 m²

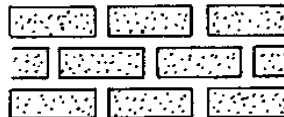
0.36 m × 2.8 m = 1.004 m²

コウライシバ



100% 平張り (総張り)

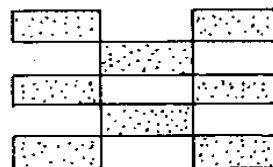
コウライシバ



70% 目地張り

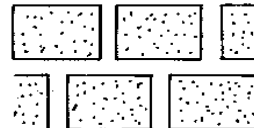
例: 規格 36cm × 14cm で目地幅 4cm

コウライシバ



50% 市松張り

ノシバ



70% 目地張り

例: 規格 36cm × 28cm で目地幅 6cm

共通仕様書等の条項			条 文
章	節	条	
		2-3-2 根巻き、ふるい根の区分	1. 根巻きとは、根部を鉢付きにし、その材料は空俵、こも、縄等で根部を覆い巻きしなければならない。 2. ふるい根とは、根部に空俵、こも、縄等を巻かずに鉢土を落して掘上げたままの状態であるものとする。 3. 根部は、乾燥、損傷等のないように注意して取扱わなければならない。
		2-3-3 材料の検査	1. 現場搬入した材料は、監督職員の 確認 を受けるものとする。なお不合格品はすみやかに現場から搬出しなければならない。 2. 樹木類は、栽培地で 不確認 を行う時もあるが、現場搬入又は植栽時において監督職員が不適と認めたものについては 指示 に従うものとする。
		2-3-4 支 柱 材	1. 長丸太及び切丸太は、規定の寸法を有し、割れ、腐食等のない平滑で直幹材の皮はぎした杉又は檜材の新材で、防腐処理加工したものでなければならない。 2. 竹は指定の寸法を有し、曲り、腐食、病虫害等のない良好なものでなければならない。
		2-3-5 支柱材の副資材	1. 杉皮は、大節、穴割れ、腐食等のない良品のものでなければならない。 2. しゅろ縄、わら縄は寄り合せが均等で強じんなものでなければならない。 3. こも、むしろ等は、むらなく編んだ新品のものでなければならない。 4. 鉄線、釘等は腐食のないものでなければならない。

摘 要
植物材料は現場搬入時（納品）の規格である。（施工に伴う刈込み、剪定、植え方による搬入後の変化については対象外である）
しゅろ縄 径3mm 亜鉛メッキ鉄線 1 種 #18 (JIS G 3532)

共通仕様書等の条項			条 文
章	節	条	
		2-3-6 薬剤（農薬）	1. 薬剤は完全な容器に密封してあって、製品名、成分製造者名、有効期限等が明示し、期限内のものでなければならない。 2. 薬剤は農林水産大臣の登録のあるものでなければならない。 3. 薬剤は責任者を定めて保管管理をおこなわなければならない。
		2-3-7 肥 料	肥料は完全な容器に密封してあって、肥料の名称、製造者名、保証成分量が明示してあるものでなければならない。

摘

要

1. 薬剤の使用に際しては農薬取締法、農薬関連法規およびメーカーで定める使用安全基準、使用方法を遵守すること。
2. 薬剤は、粉剤、粒剤、液剤等で、それぞれの成分は農林水産大臣の登録を受けたものでなければならない。

共通仕様書等の条項			条 文
章	節	条	
		2-3-8 土壌改良剤	1. 土壌改良剤は粒状、液状等、それぞれの形状を有し、雑物の混入又は、変質のないものでなければならない。 2. 土壌改良剤の品質に適する包装又は容器に入れてあるものでなければならない。
		2-3-9 そ の 他	目串は、新鮮な竹を割って調整したもので、頭部を節止めにしたものでなければならない。

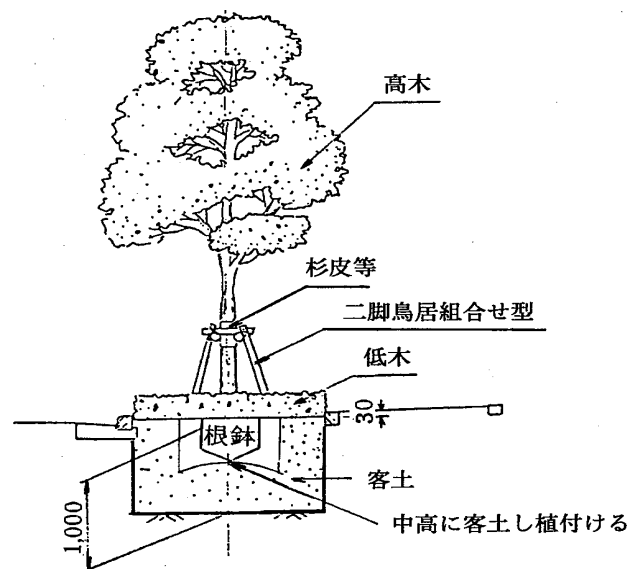
摘 要		
土壌改良資材一覧表		
種 類	品 名	性 状 ・ 用 途
無 機 質 系 土 壌 改 良 剤	ベ ン ト ナ イ ト	ケイ酸とアルミナを主成分とする。酸性土壌の改良、保肥力の増加
	バーミキュライト	多孔質の碎片状物質である。砂質土壌の保肥力、保水力の改善、重粘土の通気性改善
	ゼ オ ラ イ ト	モンモリロナイト、石英、ガラス質などの成分、肥料分の流失防止、保水力の改善
	パ ー ラ イ ト	真珠岩を粉碎熱処理したもので多孔質の軽い雪状の物質、粘質土壌の通気性、保水の改善
	ビーナスライト	黒よう石熱処理の多孔質のもの。粘質土の透水性、排水不良地の改善
高 分 子 系 土 壌 改 良 剤	ポ リ ビ ニ ル ア ル コ ー ル 系	土壌団粒化促進、壤土、植壤土向き、砂地には不適
	メ ラ ミ ン 系	イオン結合力を主体とする土壌団粒化
	ポリエチレン系	ポリアクリル酸ソーダ土壌団粒化
	エ チ レ ン 系	団粒構造の形成、粘土質土壌団粒化
	尿 素 系	発泡尿素樹脂、保水性、通気性の改善、養分の流出防止
	ウ レ タ ン 系	通気性、通水性の改良、ヘドロ地等有効
石 灰 質 材 料	石 灰 炭酸マグネシウム	土壌酸土の矯正、土壌不可給態養分の転換
有 機 質 系 土 壌 改 良 剤	泥 炭 (ピートモス) (テンポロン)	高位泥炭を乾燥粉碎したもの。養分保持力の増大、保水性、通気性改善
	亜 炭、褐 炭 系 (スーパーフミン)	亜炭＋硝酸→ニトロフミン酸にアンモニア、石灰などを加えたもの、特長は上に同じ
	バ ー ク 系	保肥力の増強、土壌微生物の活動促進
	発 酵 下 水 汚 泥 コ ン ポ ス ト	保肥力の増強、土壌微生物の活動促進
	そ の 他	保肥力の増強 魚かす、都市ごみ(汚泥コンポスト)

共通仕様書等の条項			条 文
章	節	条	
		2-3-10 購入土（客土材）	客土材とは、通常「畑土」と呼ばれている肥沃土又は耕作地土壌からなるもので、雑草、石、ゴミ等が混入していないものでなければならない。
3 道 路 植 栽 ・ 緑 地 管 理	1 植 栽 工	3-1-1 高木植栽工	1. 植付けに際しては、設計図書及び監督職員の指示する位置としなければならない。 2. 植穴は樹木の鉢に応じ、余裕がある大きさに植穴を掘り、埋戻しは必要に応じ良質土で、底部を中高に敷きならすものとする。 3. 樹木の立込は、樹木の「表」[*]「裏」^{**}に注意して、附近の風致に応じ見ばえよく垂直に立込み、根部に間げきのないよう土を充分に突き入れなければならない。 4. 水極め又は土極め^{***}については、監督職員と協議のうえ決定しなければならない。 5. 植付け完了後は余剰枝のせん除又は、整枝その他必要な手入れをしなければならない。 6. 排水不良及び地下水位が高いなど樹木に悪影響を与える場合は、監督職員と協議し必要な措置をとらなければならない。 7. 樹木は、現場搬入後速やかに植込むことを原則とするが、やむを得ず搬入日に植込みが不可能な場合は、仮植え又は十分な保護養生によって根の乾燥防止に努めなければならない。 8. 植付け後、土壌が乾燥する場合は、必要な灌水を行わなければならない。

摘

要

(植栽例)



- * 枝葉が繁っている方向(個性のすぐれている面)をいう。
- ** 陽光を受けることが少なく、枝葉の少ない方向をいう。
- *** 植付け当初、樹種(松等)によって水分をきらうので、棒等で土を突き入れることをいう。

共通仕様書等の条項			条 文
章	節	条	
		3-1-2 中、低木植栽工	高木植栽工に準ずる。
	2 支 柱 工	3-2-1 支柱設置工	1. 丸太は、末口を上にして、規定通り設置し、接合部は釘打ちの上、鉄線で堅固に結束するものとする。 2. 丸太と樹幹との結束箇所は、杉皮等を巻きしゅろ縄で綾掛け割掛け結束するものとする。 3. 竹支柱は、先端を節止めとし、結束箇所は鋸目を入れ、交差部は鉄線綾掛け割掛け結束するものとする。 4. 添木は樹幹を直幹に補正するように取り付けるものとする。 5. ハツ掛、布掛用の控木設置は、現場条件を考慮し堅固に取り付けるものとし、基部は、地中に埋込んで根止杭を打込み、くぎ打するものとする。 6. 鉄線及びワイヤー支柱は、ワイヤーロープを使用し、鉄線を支えるアンカーは、丸太杭にて止杭等にして結束すること。結束部は樹高の3分2の高さを標準とし、樹幹の損傷がないよう、ゴム等で保護しなければならない。

摘 要
* 図書、図面に表示

共通仕様書等の条項			条 文
章	節	条	
	3 移 植 工	3-3-1 掘 取 り	- 掘取は時期及び、樹種、樹木の生育等を考慮して枝葉を適切に切り詰め又は枝すかしを行わなければならない。 - 根は発根状態に応じ、次の方法により根鉢を仕上げるものとする。 - 太根は根鉢よりやや長目に切り取り、切口は切り戻しを行わなければならない。 - 細根の密生している場合はできる限り残すようにしなければならない。 - 根巻き物の鉢巻については、わら縄、こも等により根鉢土が脱落しないように巻かなければならない。 - ふるい根で鉢をつけないものは、鉢よりも大きめに掘下げた後、所定の大きさに根を切取り、掘上げること。 - 蒸散抑制剤又は発根促進剤等を用いる場合は、監督職員の承諾を得なければならない。 - 掘取り後の跡は直ちに埋戻し整地をしなければならない。

摘

要

樹木、シバ等の植栽適期（東京地方の例）

種 類			植 栽 時 期 (月)											
			4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
高 木	常緑・ 針葉樹	(マツ類)クロマツ、 アカマツ												
		(ヒノキ類)ヒノキ、 サワラ												
		(暖地性)イヌマキ、 ラカンマキ												
		(一般樹)モチノキ、 スダジイ												
	常緑・ 広葉樹	(暖地性)クスノキ、 ホルトノキ												
		タケ類												
	ヤシ類	(一般樹)ワシントンヤシ ココヤシ												
		(寒地性)シュロ												
	常緑・その 他	ドラセナ												
	落葉・ 針葉樹	メタセコイア、 ラクウショウ												
中 低 木	常緑・ 針葉樹	(一般樹)ブラタナス、 サクラ、イチョウ												
		(暖地性)サルスベリ、 ザクロ												
	常緑・ 広葉樹	タマイブキ、キャラボク イチイ												
		(一般樹)マサキ、 ネズミモチ、サザンカ												
	常緑・ その他	(暖地性)キョウチクトウ サンゴジュ												
地 被	常緑・ その他	ユッカ、リュウゼツラン ソテツ												
		ユキヤナギ、レンギョウ ハギ類												
	落葉・ 広葉樹	ヘデラ(コンテナ栽培品) コウライシバ												

(凡例) 一 植栽最適期

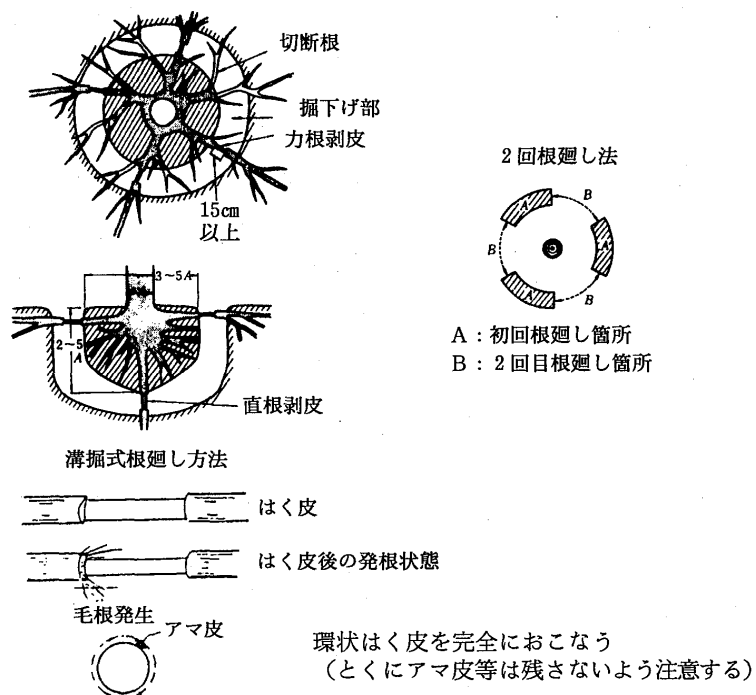
(道路緑化技術基準・同解説に加筆)

… 植栽準備期

共通仕様書等の条項			条 文
章	節	条	
		3-3-2 樹木運搬	1. 積込み、積卸しに際しては、樹木に損傷を与えないように十分保護養生を行わなければならない。 2. 樹木の運搬にあたっては、事前に保護養生を施さなければならない。
		3-3-3 樹木の根回し	1. 根廻しは、樹種および移植予定時期を十分考慮し、直根及び側根を残し、それらの根鉢に接した太根は形成層の環状はく皮を行わなければならない。 2. 根鉢廻りは良質土で埋戻し、十分灌水を行わなければならない。 3. 枝の切りすかし、摘葉、支柱の取付等については、樹種の特性に於て十分な養生を行わなければならない。
		3-3-4 樹木の幹巻き	幹及び主枝の周囲は、地際より樹高の2/3程度の範囲について、わら等で厚薄のないように覆い、その上から2本合せのしゅろ縄等で巻き上げなければならない。 幹巻き用テープを用いる場合も、丁寧に美観よく巻き上げなければならない。

摘

要



幹巻きの必要性

樹木体内水の蒸散による乾燥防止であり夏季における皮焼け、冬季における霜割れがある。

幹巻きを行うべき条件

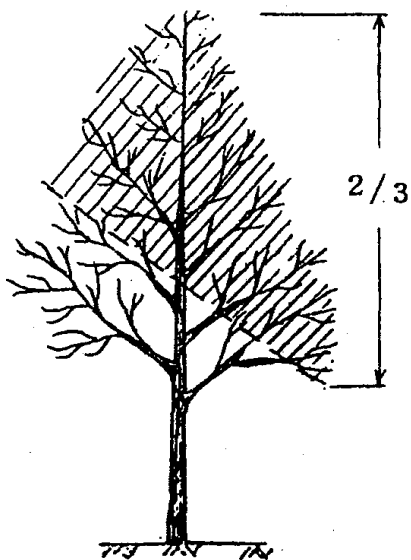
- 不適期植栽を行わなくてはならないもの
- 木肌が乾き易い樹種で、ケヤキ、プラタナス、トウカエデ、アオギリ、フウ、サクラ等がある。

共通仕様書等の条項			条 文
章	節	条	
	4 樹木等の枯補償	3-4-1 枯 補 償	1. 植栽樹木等が工事完了引渡し後1年以内に植栽した時の状態で枯死又は形姿不良（枯枝が樹冠部のおおむね3分の2以上となった場合又は通直な主幹をもつ樹木については、樹高のおおむね3分の1以上の主幹が枯れた場合をいい、確実に同様の状態となると想定されるものを含む。）となった場合には、請負者は当初植栽した樹木等と同等又はそれ以上の規格のものに植替えるものとし、樹木等の枯死又は形姿不良の判定は発注者と請負者とが立会いのうえ行うものとする。 ただし、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、騒乱、暴動等の天災などにより流失、折損、倒木した場合はこの限りではない。植替え時期については発注者と協議するものとする。 2. この契約でいう樹木等とは次のとおりとする。 樹木・地被類 3. 移植樹木類（購入品は除く）、花壇用草花類等については除外するものとする。

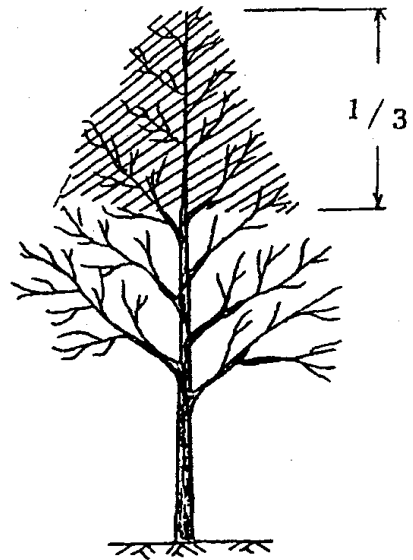
摘

要

局所的な枯損の場合



枯れ枝が樹木全体の約 $2/3$ 以上で、形姿が原形にもどるのに相当の期間を要す。



樹高の約 $1/3$ 以上主幹が枯れたり、形姿が原形にもどる見込がない。

樹木枯死等の判定は、検査官又は、監督職員と請負者**立会**の上で行い再植栽期日を定め、補償誓約書を**提出**する。なお一度補償した樹木といえども明らかに請負者の手落ちにより、枯死したものは再補償を行う。

共通仕様書等の条項			条 文
章	節	条	
	5 剪 定 ・ 刈 込	3-5-1 剪定、刈込	基本事項 1. 剪定は樹形の骨格づくり、樹冠の整正、こみすぎによる病虫害及び枯損枝の発生防止等を目的として行わなければならない。 2. 剪定方法には、枝すかし、切詰め、枝抜き、切返し、枝降し等があり、それぞれ樹種、樹形、及び剪定の種類に応じて最も適切な方法によって行わなければならない。 3. 枝姿及び樹形の仕立て方は、特に修景上規格形にする必要がある場合を除き、枝が生育した時、樹形が樹種ごとに固有性を有するように剪定するものとする。 4. 花木類は、花芽の分化時期と着生位置に留意し、剪定(刈込)を行わなければならない。但し剪定時期、修景上ならびに規格等の指定のある場合は、このかぎりではない。 5. 剪定した枝葉は通行人、一般車両等の障害にならないよう根元に集積しすみやかに運搬処理すると共に樹木周辺をきれいに清掃するものとする。 6. 信号器、標識等に接する樹枝については、監督職員の指示を受けるものとする。 7. やご、胴吹き（幹吹き）の除去をしなければならない。 8. 剪定後の樹枝の切口は、必要に応じて防腐処理をおこなうものとする。

摘

要

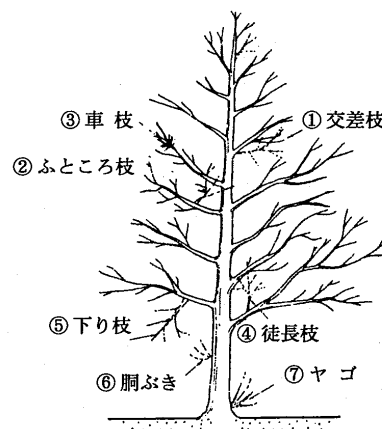
代表的樹種の剪定時期

年 時期	毎年剪定	1～3年ごと剪定	3～5年ごと剪定
冬期剪定 (厳寒期を除く)	プラタナス ニセアカシヤ シダレヤナギ	イチョウ トウカエデ フウ エンジュ モミジバフウ トネリコ ユリノキ アオギリ	アキニレ ケヤキ トチノキ
夏季剪定	プラタナス ウバメガシ シダレヤナギ	クスノキ	

剪定、刈込の目的

- | | |
|-------------------|--------|
| 1. 病虫害枝の剪定、移植時の剪定 | (保護管理) |
| 2. 通行、日照、採光等障害除去 | (障害管理) |
| 3. 萌芽枝や有用枝の生育促進 | (育成管理) |
| 4. 樹形維持 | (抑制管理) |

基本剪定名称図



- ①－大切な枝に交叉し、樹形のみだれの原因になる。
- ②－日光不足や風通しが悪く病虫害の被害をおこしやすい。
- ③－車枝(同じ枝から何本かの小枝が出る)は樹形をみだす。
- ④－強い勢いで伸長したもので(主に不定芽)生育早く旺盛(徒長枝は花芽をほとんどつけず枝が太い)。
- ⑤－樹種固有の樹形に逆らって逆方向に伸びた枝。
- ⑥－樹勢が衰弱する。
- ⑦－軒の地ぎわにある、不定芽から出る。

共通仕様書等の条項			条 文					
章	節	条						
		植栽年間管理計画表（例）						

摘

要

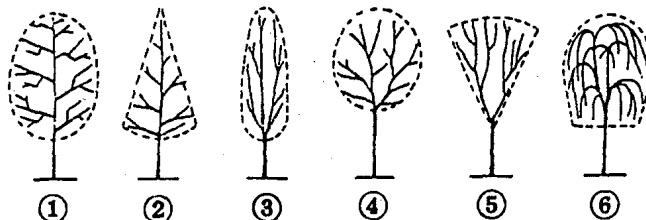
(東京を中心として)

10	11	12	1	2	3	回数	摘 要
						1～2	台風までに行う プラタナス、シダレヤナギ
		一般街路樹(落葉樹)				1	A：アオギリ B：常緑樹 (厳寒期を除
樹		(落葉 樹)		(落葉樹)			
							補植は適期にする
				結束直し			
							固形肥料その他
							土壌改良及び内部土壌が縁石より3cm位さがっているようにす
				天狗巣病 切取		2～3	
							その他、道路工事との関連 タキ火などに注意する (巡回)
						2～5	花木類は花期終了後実施
						1	軽剪定程度とする
						1	粒状肥料その他
							樹種により適期に行う
						3～5	刈むらのないようにする
						1～2	粒状肥料その他
						1	C. A. T. 除草剤
						1回/2年	厚さ10mm以内
						3～5	雑草は根より抜き取る
			12～18			36～52	枯枝、落葉、紙屑その他除去
							必要に応じて行う

(道路緑化技術基準)

共通仕様書等の条項			条 文
章	節	条	
		3-5-2 夏期剪定（高木）	○夏期剪定は、落葉樹では7月下旬から9月上旬までの時期を標準とし、各樹種の基本樹形を保ちながら樹枝先端部の伸長枝を切除する。ただし、緑陰形成機能を阻害する程、強剪定をしてはならない。 常緑樹では夏期の新梢の成長が停止する5月下旬から6月、又は9月から10月までの時期を標準とし、骨格作りを主目的にした剪定を行なう。
		3-5-3 冬期剪定（高木）	○冬期剪定時期は厳寒期を除き、12月上旬より3月下旬までを標準とする。樹形は骨格作りを主目的にした剪定を行い、その樹種の持つ自然樹形を保つようにしなければならない。

基 本 樹 形	概 念 図	代 表 樹 種	特 性
①卵形 (広卵状、卵状)		アオギリ、カロリナポプラ、プラタナス、トウカエデ、モミジバフウ、ユリノキ、フウ	成長早く、強剪定に耐える。ユリノキは移植に難がある。
②円錐形 (直幹円錐状)		イチョウ	成長早く、樹勢は強い。病虫害に抵抗もあり、広幅員の街路に適する。
③円柱形 (円柱状)		イタリアポプラ	風当りの少ない地域を選ぶ。成長はきわめて早い。
④球形 (球状、広楕円状)		エンジュ、クスノキ、マテバシイ、ヤマモモ	幹枝強く、台風に対する抵抗性があり、潮害にも強い。
⑤盃状形 (逆円錐状)		アキニレ、ケヤキ、ソメイヨシノ、シンジュ、トチノキ	樹姿が雄大となるため、広幅員の街路に適する。
⑥枝垂形 (枝垂状)		シダレヤナギ	樹勢が強く、枝がしだれるので伸びた枝は年2回以上剪定を要する。



共通仕様書等の条項			条 文
章	節	条	
		3-5-4 中、低木剪定	1. 中、低木剪定は、刈込の着手前にその植込の生育状態によって、徒長枝を主体に枯枝、折損枝、生理上不必要な枝等を剪除するものとする。 2. 刈込は、切り詰め過ぎにより、樹冠全体が小作りにならないように刈込原形を考慮しなければならない。 尚、仕上げ高は監督職員の指示する場合はこのかぎりでない。 3. 植込地内に入っの作業は、踏込み部分の枝条、損傷等に注意し、枝がえしを行うものとする。 4. 刈取った枝葉は、植込地内に残すことのないよう、すみやかに集積運搬処理しなければならない。
		3-5-5 生垣、列植の刈込み	1. 生垣、列植の刈込は、枯枝、徒長枝等を剪定し、枝の整理を行った後、監督職員の指示する一定の幅及び高さを定めて、両面を刈込み先端をそろえなければならない。 2. 枝葉の疎放な部分には、必要に応じて疎密をなくすよう、枝葉の誘引を行うものとする。

イヌツゲの刈り込み要領

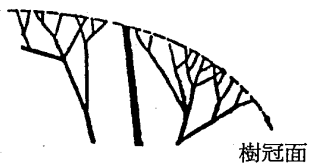
刈り込んだあとで太い枝を樹冠面より短か目に切りもどしておく



小枝が樹冠面のところでそろ



太い枝を刈り込んだままにしておくと



樹冠面



またすぐに飛び出す



共通仕様書等の条項			条 文
章	節	条	
			3. 刈取った枝葉はすみやかに処分するものとし、特に枝葉が樹冠内に残らないよう、きれいに取り去らなければならない。
	6 防 除	3-6-1 高、中、低木の防除	1. 薬剤の使用に際しては、農薬に関する諸法律（農薬取締法）に基づき、その登録証を提出し、監督職員の承諾を受けること。又薬剤は保管、使用安全基準、使用方法等を遵守し、人畜魚類の安全及び対象木の薬害に十分注意しなければならない。 2. 高木の防除に先立ち、地元住民、歩行者、車両等あらかじめ広報し協力（理解）を得て、商品、飲食物、飼料等に薬剤をかけないように充分注意しなければならない。 3. 薬剤散布は、樹幹、樹枝、枝葉の表裏をむらなく行わなければならない。 4. アメリカシロヒトリ等の（第1化期および第2化期）発生の最適期には薬剤防除を全般にわたって行うが監督職員の指示によって臨時消毒を行う場合があるものとする。 5. 薬剤の散布量は規定の濃度を正確に希釈混合したものでなければならない。 6. 散布は原則として動力噴霧機を使用するものとする。
		3-6-2 巡回および被害樹枝剪除	1. 巡回および被害樹枝剪除は、害虫被害の蔓延防止のため、徒歩巡回を行ない早期発見駆除に努めなければならない。

摘	要

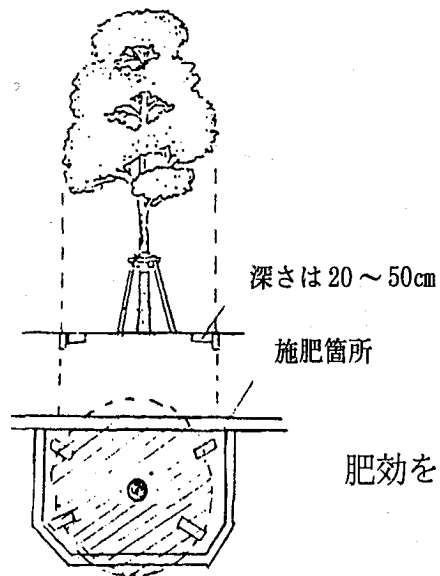
共通仕様書等の条項			条 文
章	節	条	
			2. アメリカシロヒトリ、チャケムシ、その他害虫を発見した時は、害虫の種類によって集団で加害するものがあるので、分散前に枝切のうえ処分又は防除を行わなければならない。 3. 分散後の害虫の発見についてもただちに臨時防除をしなければならない。この際当該樹木の他に影響あると思われる周囲の樹木に対しても行わなければならない。
	7 芝 刈	3-7-1 機械及び人力芝刈	1. 芝刈りに先立ち芝生地内にある空缶、瓦礫、紙屑等の取除きを行うものとする。 2. 芝刈りは芝生地内の樹木、草花、施設等を損傷しないよう注意し、刈むら、刈残しのないよう均一に刈込まなければならない。 3. 芝刈りは、芝のほふく茎が縁石外に侵山しないよう、垂直に切込みを行うものとする。 4. 芝刈りは、刈りとった芝をすみやかに運搬処理すると共に、刈跡は清掃を行わなければならない。
	8 除 草	3-8-1 抜根除草	1. 抜根除草は、芝生地内の雑草を根より抜き取り、刈取除草は行わないものとする。 2. 抜根除草は、抜き取った雑草及び空缶、瓦礫、紙屑等はすみやかに現場外に取除き運搬処理を行うものとする。

摘 要

共通仕様書等の条項			条 文
章	節	条	
	9 施 肥	3-9-1 高木施肥	施肥は、樹木主幹を中心に、葉張り外周線の地上投影部分又は、植樹柵の場合、植樹柵の四隅に施肥穴を掘り、所定量の施肥を行って覆土しなければならない。
		3-9-2 中、低木施肥	1. 独立樹木、又は、寄植樹木は、根元周囲に肥料散布をおこなった後覆土又は中耕をしなければならない。 2. 肥は原則として除草後に行うものとする。

摘

要



肥効を考慮して実施すること。

肥料は、窒素(N)、リン酸(P_2O_5)、加里(K_2O)が緑化木には重要で、次のような効果がある。

窒素(N)・・・葉色をよくし、茎葉をよく茂らせ、茎葉の生長を促進させる。
(葉肥)

リン酸(P_2O_5)・・・開花結実を促進させ、根茎、葉の数を増加させる。(実肥、花肥)

加里(K_2O)・・・樹木の根や枝幹を丈夫にし、病害、風害、寒冷害に対する抵抗力を高める。(茎幹肥、根肥)

共通仕様書等の条項			条 文
章	節	条	
		3-9-3 芝生地施肥	芝生地の施肥は、抜根除草、芝刈後に 施工するように留意しなければならない。

摘

要

緑化樹木の施肥標準量

自然循環系が保たれ、落葉も土壌に還元される場合

樹種・樹齢		単 木 g/樹			植 込 g/m ²		
		N	P ₂ O ₅	K ₂ O	N	P ₂ O ₅	K ₂ O
針葉樹	低 木	10～15	10	10	15	10	10
	高 木	15～20	15	15			
落 葉 広葉樹	低 木	10～20	10～15	10～15	10～20	10～15	10～15
	高 木	20～30	15～20	15～20			
常 緑 広葉樹	低 木	10～20	10～15	10～15	10～20	10～15	10～15
	高 木	20～30	15～20	15～20			

都市環境にあり、落葉が除去される場合

樹種・樹齢		単 木 g/樹			植 込 g/m ²		
		N	P ₂ O ₅	K ₂ O	N	P ₂ O ₅	K ₂ O
針葉樹	低 木	10～15	10	10	10～20	15	15
	高 木	20～30	20	20			
落 葉 広葉樹	低 木	10～20	10～15	10～15	20～30	20	20
	高 木	30～50	20～30	20～30			
常 緑 広葉樹	低 木	10～20	10～15	10～15	20～30	20	20
	高 木	30～50	20～30	20～30			

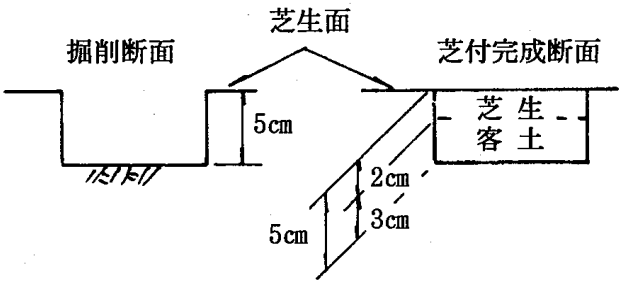
グリーンハンドブック

(東京都経済局農材緑政部)

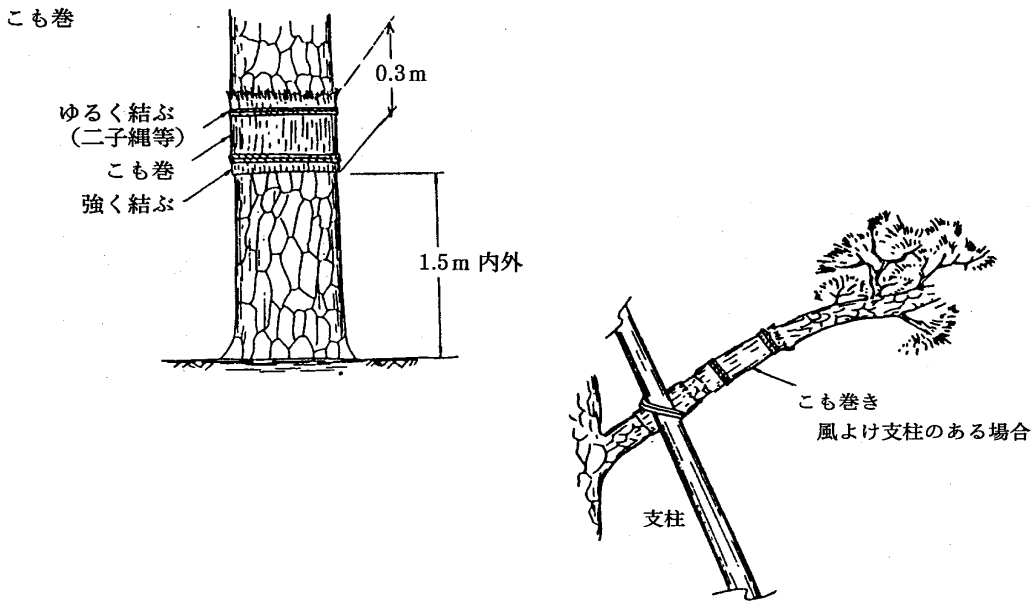
施肥の方法(種類)

1. 車 肥 (深さ20cm程度)
2. 輪 肥
3. 壺 肥 (深さ40～150cm程度)
4. バラマキ

共通仕様書等の条項			条 文
章	節	条	
	10 補 植	3-10-1 高木補植	高木植栽と同じ
		3-10-2 中、低木補植	1. 補植は、隣接樹木の枝葉根部を損傷しないよう注意して、なじみよく原状に復するものでなければならない。 2. 補植後は、十分に灌水し、根元周辺を整正しなければならない。
		3-10-3 芝 補 植	1. 芝付け箇所は必要に応じて良質土を投入し、不陸整正を行うものとする。 2. 芝付けは、総芝張付とし、芝面が隣接芝生面と同一平面にしなければならない。
	11 そ の 他	3-11-1 芝生目土かけ	1. 目土材は、植物の根茎、瓦礫等の混入がなく、必要に応じふるい分けしたものを使用しなければならない。 2. 目土は、芝生面に均一に散布し、十分にすり込み、芝生面の不陸整正を行わなければならない。
		3-11-2 芝生地エアレーション (穴あけ)	穿孔穴及びカッティングの深さ、間隙については、監督職員と協議し決定するものとする。

摘 要
○補植は原則として既存の植栽樹木の同種同規格に揃えるとよい
参考図 
芝生の目土掛けの目的と効果 1. 芝の地下葡萄茎の新しいものが、上部の目土に入り込み、常に新しい地下茎が生育するように更新する。 2. 露出した地下茎を保護し、不定芽、不定根の萌芽を促進させ、芝生を密生させる。 3. 地表面を平坦にし、短かい刈込を容易にさせる。
1. 老化現象の防止（通風を良くし、根の発達を促進させる。） 2. 微生物による分解促進（好気性バクテリアの活動を刺激） 3. 穿孔する深さ7～8cm程度（根群の分布密度の最も多い地下10cm範囲、又土壤が踏圧によって固くなる範囲も10cm以内である。）

共通仕様書等の条項			条 文
章	節	条	
		3-11-3 枯損木等の処理	1. 枯損木等の伐採処理にあたって、施設、構造物の保護、車両、歩行者等の安全に十分注意しなければならない。 2. 切株は掘上げ処分するものとする。
		3-11-4 支柱補修	1. 在来の杉皮、しゅろ縄、亜鉛引鉄線等は、樹木を損傷しないよう、丁寧に取り除かなければならない。 2. 支柱補修の再結束にあたっては、新材料を使用するものとする。 なお樹幹と支柱とは緊密に固定し、樹幹には杉皮等を巻き、しゅろ縄で結束するものとする。
		3-11-5 松のこも巻（害虫防除）	1. こも巻の取つけ、取はずしは、適期を逸しないよう施工しなければならない。 2. 取つけ位置は、原則として地上高1.5 m程度の樹幹に取つけるものとし取りつけ位置より下部に枝がある場合は、当該下枝にも取付けるものとする。 3. 支柱のある場合は、支柱と樹木の結束点より上部に取付けるとする。又害虫の駆除に不適當な場合は、結束点下部の樹幹と支柱のそれぞれに取付けるものとする。 4. こもの取つけは、樹幹に巻きこみ、その上を二子縄等で2ヶ所結束するものとし、結束は上方を緩く、下方を硬く結束するものとする。

摘 要
伐採した枯損木の再使用が可能であるか十分検討後、処分を行うことに留意すること。 枯死原因の対策を講じたうえで補植する。
 The diagram illustrates two methods for dealing with damaged tree trunks. On the left, a vertical cross-section of a tree trunk is shown with a wound. The repair process is detailed with labels: 'こも巻' (Kumomaki) at the top, followed by 'ゆるく結ぶ (二子縄等)' (loosely tie with two-child rope, etc.), then another 'こも巻' (Kumomaki), and finally '強く結ぶ' (tie tightly). Dimensions are indicated: '0.3m' for the top section and '1.5m 内外' (approximately 1.5m) for the main repair section. On the right, a tree trunk is shown leaning against a vertical '支柱' (Shichū - support post). The trunk has a 'こも巻き' (Kumomaki) bandage. A label points to this area: 'こも巻き 風よけ支柱のある場合' (Kumomaki when there is a wind-protecting support post).

共通仕様書等の条項			条 文
章	節	条	
			5. こもの取外しは、害虫を落とさないように、注意深く行わなければならない。 なお取外し後の樹幹についている害虫は、採取し、取外したこもと共に集め速やかに焼却処分するものとする。又取外した部分（樹幹）には殺虫剤を塗布あるいは散布しなければならない。
		3-11-6 花壇一般 (フラワーポット含む)	1. 植付けは床土を20～30cm程度まで耕転反転した後、大きいゴロ土やゴミを取除き凹凸のないように整地し、設計図書又は、監督職員の指示するデザインに下書きして、所定の草花を密度のむらのないように植付けを行わなければならない。 2. 灌水は草花をいためないよう、根部に十分ゆきわたらせなければならない

摘	要